

-厚生労働省-

生活扶助費等負担金等の算定における返還金等の調定額の算出について(厚生労働大臣宛て)

- 返還金等の調定額を適切に算出していなかったことから過大に交付されていた国庫負担金相当額
1億6500万円

1 生活扶助費等負担金等の算定方法等の概要

(1) 生活保護制度の概要

生活保護は、生活保護法(以下「法」)等に基づき、都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を設置する町村(これらを「事業主体」)が、生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活の保障及び自立の助長を図ることを目的として行われるものである。

厚生労働省は、法等に基づき、事業主体が、生活保護を受ける世帯に支弁した保護に要する費用(以下「保護費」)等に対して、その3/4を生活扶助費等負担金、医療扶助費等負担金及び介護扶助費等負担金(これらを「負担金」)として交付している。

(2) 保護費の返還等

事業主体は、法第63条の規定により、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者から事業主体の定める額を返還させたり、法第78条の規定により、不実の申請等により保護を受けるなどした者から、その費用の額の全部又は一部を徴収したりすることができるなどとなっている(これらの返還させ、又は徴収する金銭を「返還金等」)。

(3) 負担金の算定方法

負担金のうち保護費に係る交付額は、「生活保護費等の国庫負担について」(以下「交付要綱」)において、生活扶助に係る保護費等の額(以下「費用の額」)から返還金等の調定額を控除することとして算定することとなっている。そして、返還金等の調定額は、事業主体が被保護者等からの返還金等を地方自治法に基づき調定した額となっている。

また、誤払い又は過渡しとなった保護費(以下「誤払等保護費」)の返納に当たり、事業主体が当該支出した経費に戻入することとした場合、当年度中に返納された額は、当年度の費用の額に含まれないことになり、当年度中に返納されなかつた額(以下「戻入未済額」)は、翌年度に調定され、この調定された額については、返還金等の調定額の一部として費用の額から控除されることになる。すなわち、いずれの場合においても、誤払等保護費は、国庫負担対象事業費には含まれないことになる。

さらに、被保護者の医療扶助又は介護扶助を受けた事由が第三者の行為によるものである場合に法第76条の2の規定により事業主体に支払われる損害賠償金(以下「第三者行為損害賠償金」)、診療報酬の誤払等に関して医療機関から事業主体に直接支払われる返還金(以下「医療機関からの直接返還金」)等については、事業主体が調定し、返還金等の調定額に含めることとなっている。

2 本院の検査結果

19都府県の162事業主体において、令和元、2両年度に同事業主体に対して交付された負担金計^(注1)兆1629億4863万円を対象として検査したところ、18都府県の47事業主体において、戻入未済額が事業実績報告書に計上されていなかつたなどのため、負担金が過大に算定されていて、負担金交付額計1996億7603万円のうち計1億6500万円が過大に交付されている事態が、次のとおり見受けられた。

(注1) 19都府県 東京都、京都府、岩手、山形、茨城、群馬、埼玉、千葉、新潟、石川、山梨、岐阜、静岡、愛知、兵庫、奈良、島根、宮崎、沖縄各県

(注2) 18都府県 東京都、京都府、岩手、茨城、群馬、埼玉、千葉、新潟、石川、山梨、岐阜、静岡、愛知、兵庫、奈良、島根、宮崎、沖縄各県

- (1) 戻入未済額が事業実績報告書に計上されていなかったために負担金が過大に交付されていた事態

17都府県の36事業主体

過大に交付された負担金相当額計1億5052万円

交付要綱等において、返還金等の調定額に含まれる額が分かりやすく示されていなかったこと、上記の事業主体において事業実績報告書への計上方法についての理解が十分でなかったことなどから、戻入未済額を翌年度に調定していないもの及び調定しているものの返還金等の調定額として事業実績報告書に計上していないものがあった。このため、負担金の算定に当たり、費用の額から戻入未済額に関する額が控除されておらず、負担金が過大に交付されていた。

- (2) 第三者行為損害賠償金等に係る調定額が事業実績報告書に計上されていなかったために負担金が過大に交付されていた事態

12都府県の18事業主体

過大に交付された負担金相当額計1447万円

交付要綱等において、返還金等の調定額に含まれる額が分かりやすく示されていなかったこと、上記の事業主体において事業実績報告書への計上方法についての理解が十分でなかったことなどから、第三者行為損害賠償金、医療機関からの直接返還金等に係る調定額を事業実績報告書に計上していなかった。このため、負担金の算定に当たり、費用の額から当該調定した額が控除されておらず、負担金が過大に交付されていた。

なお、上記(1)の事態及び(2)の事態には重複している事業主体がある。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

同省において、負担金を過大に算定していた前記47事業主体のうち返還手続が未済の事業主体に対して、過大に交付されていた負担金について返還の手続を速やかに行わせるよう是正の処置を要求するとともに、負担金の算定が適正に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 事業主体に対して、負担金の算定に当たり、戻入未済額に係る翌年度の調定額及び第三者行為損害賠償金等に係る調定額が返還金等の調定額に含まれること、戻入未済額に係る調定を適切に行なった上で負担金の算定を適正に行う必要があることについて周知すること

イ 負担金の事業実績報告書の審査に当たり、返還金等の調定額を的確に把握するため、戻入未済額等の額を記載させるよう事業実績報告書の様式を改正すること、また、都道府県に対して、返還金等の調定額を的確に把握するよう周知すること